

中山間地域振興対策特別委員会会議録

平成22年11月10日

場 所 第5委員会室

平成22年11月10日(水曜日)

午前10時00分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 宮崎県中山間地域振興条例(仮称)の要綱案について
 2. 今後の手続き等について
 3. その他
-

出席委員(12人)

委員	長	宮原義久
副委員	長	前屋敷恵美
委員		緒嶋雅晃
委員		黒木覚市
委員		押川修一郎
委員		河野安幸
委員		黒木正一
委員		田口雄二
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		坂口博美
委員		岩下斌彦

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課長	日高正憲
政策調査課主査	松崎勝一
議事課主査	前田陽一

○宮原委員長 ただいまから、中山間地域振興対策特別委員会を開会いたします。

本日からあすまで県南調査となっております

ので、よろしく願いいたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程案をごらんください。本日は、中山間地域振興条例(仮称)の要綱案等について御協議していただくこととしております。本日はこのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

まずは、要綱案の検討に入る前に、条例の名称についてでございます。この条例要綱が決定するまでの間、「中山間地域振興条例(仮称)」という名称で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議なしとのことですので、そのように進めさせていただきます。

それでは、資料1をごらんください。今回御協議いただく条例要綱案のポイントを一枚にまとめたものであります。

この条例は、疲弊する中山間地域の実態を踏まえ、基本理念だけでなく、より実効性のある形で振興の実現に取り組める内容にしたいと考えております。そこで、ごらんの3つの柱を設け、たたき台となる要綱案を作成しました。

まず、1つ目は、振興計画の策定についてであります。中山間地域の振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、振興計画を策定させるとともに、毎年県議会に、振興について講じた主な施策に関して報告を求めるものであります。要綱案8の(1)及び(2)で規定しております。

2つ目は、調査及び研究です。中山間地域の現状把握及び振興に関する施策の充実を図るた

めに求めるものであります。要綱案の9に規定をいたしております。

3つ目は、施策を積極的に推進するための体制整備に努めるものとするものであり、要綱案の10に規定しております。

なお、前回の委員会で御協議いただきました中山間地域の定義につきましては、地域振興五法に、これらに類する地域として規則で定める区域を加えた地域としております。

それでは、資料2に要綱案をお示ししておりますので、それぞれ御一読いただいた後、委員の皆様様の御意見をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

なお、次回委員会で要綱案を決定したいと考えております。

それでは、2～3分時間を置きますので、それぞれお目通しをいただきたいと思ひます。

それでは、御一読いただいたと思ひますので、皆様様の御意見をお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○黒木覚市委員 振興計画に基づく主な施策を毎年県議会に報告しなければならないということですが、議会はそれを受けてどうするの。そこ辺はいいんですか。そこ辺はうたっておかんで県議会はいいのかな。ただ議案等出ただけでいいのかな。振興計画で県議会に報告しなければならないと。じゃ、議会としては。

○宮原委員長 議会としては、当然、その計画どおり進んでいないということであれば、条例をきちっとつくって、やりなさいということを示しているわけですから、報告で、それが進んでいないということであれば、しっかりやれということと言うということが議会の務めかというふうに思っております。

○緒嶋委員 振興計画そのものは、議会の同意

を得るといふようなことにもなるわけですか。

つくる計画そのものを同意しておかんと、後、文句も言えんのじゃないか。計画どおり進んでいるかどうかを我々はチェックすることが。

○日高政策調査課長 いわゆる県の議決条例の対象になる計画が県の総合計画も含め24ございですが、こういう新しい計画をつくる場合には、例えば3年以上のスパンの計画でかつ上位の計画がない場合等に、基本的に議決条例の対象計画にするかどうか、議会のほうで判断することになります。議決が必要となれば議案の一つとして議会に提出していただいて、議決をしていただくことになります。従って、この計画が議決条例の対象になる計画かどうかは、これから決めていただくことになると思ひます。

○緒嶋委員 議会の承認を得る計画にしておかんと、我々もチェックが十分できんのじゃないかということがありますので、そこまで当然決めておく必要があるんじゃないか、計画そのものを。議会承認計画というか、同意計画。それを入れる必要があるんじゃないかと思ひます。

○日高政策調査課長 議決条例をつくる段階で既にある計画については経過措置で24の計画を示しているんですね。今後新しい計画をつくる場合には、その計画に当たるかどうか判断して、そういう計画が当たるといふことになれば議決が必要となります。今のところ新しい計画で議決条例に該当したものはありません。議決条例が施行されて3年しか経っていないので、今ある計画の改定の議決は行っておりますが、新しい計画として議決したことはまだないものですから、この計画を議決するということになれば、これが初めての例になるかと思ひます。

○緒嶋委員 当然そういうものに入れていかんと、「中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推

進することについて最大限の努力を払うことを決意し」とまでしているわけだから、計画に入れてそれをチェックしていく。そういう中で議会はどうかというのとはそこから発生していくことだと思うんです。

それと、「県民等の総意の下」というけど、ここでいう「総意」という意味はどうなるのか。制定の趣旨の下から2行目、「県民等の総意の下、県、市町村及び県民等が協働し」と。ここでいう県民等の総意の下の総意というのはどういう意味があるのか。総意がなきゃ何もできんということだけど、「総意」の定義。

○日高政策調査課長 これは条例の前文ということで、そういう趣旨を書いております。1ページ一番下にありますが、この条例要綱案において「県民等」というのは、県民、特定非営利活動法人、ボランティア、事業者としておりますので、この方々の全体の意思表示、気持ちに基づいて進めて行くという趣旨で総意という形にしておりますが、ほかの県でもこういう形で規定しているところもございます。

○宮原委員長 いわゆる県民全体のということの全体の見解としてということで、総意ということになっております。

○前屋敷副委員長 みんなが中山間地域の多面的機能について理解をするという項目にもなっている。そのところで理解してもらった上でということなんでしょうけど。

○緒嶋委員 総意がなければ何もできんのかということになる。へ理屈かもしれんけど。

○宮原委員長 一番先進的な鳥取県がこういう形で、総意の下でということになっておりますので、その分もこの前調査をさせていただいてこういう形にさせていただいております。書いてしまうとどうしてもかためになるものですか

ら。そういうことであります。

○緒嶋委員 それと11番目の財政上の措置、これが振興の大きな力強い対応になると思うんですが、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」と。財政上の措置をある程度明確にしなけりゃ、執行部が「財政上の措置を講じました」ということだけで、明確に我々が、納得しない、振興計画にマッチしていないじゃないかと言えんわけだけど、講ずるというのを具体的にもうちょっと……。規則か何か、内部的に上乘せ助成するとかいろいろなことをやらんと、なかなかうまく振興にならんのかなという気もするんだけど、ここ辺はどうかな。

○宮原委員長 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時26分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」というところで、「努める」ということでは弱いということで、外して、「財政上の措置を講ずるものとする」という形で修正をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員 前回の委員会で確認したことでこういうふうに条例でなりましたが、定義の⑥は「規則で定める区域」となっていますね。この前、県外調査で行ったときに、規則では具体的に市町村名が書いてありました。ここでは区域になっている。区域名と書くものになったんですかね。

○宮原委員長 これについては別に規則で……。

○日高政策調査課長 例えば島根県のを見ますと、規則では、市町村名を左に書きまして、右

のほうで旧市町村の何々区域という書き方をしておるものですから、ここでは区域という書き方をしております。表では、左の欄に市町村名があって、その内容は右の欄で旧市町村の何々区域という書きぶりしておりますので、条例上は区域という書き方をしていると思うんです。

○高橋委員 私どもが今つくろうとしている規則もそういう書き方になるんでしょうか。

○日高政策調査課長 この前の委員会での協議では五法プラスアルファというところであったと思うんですが、例えば農林統計上の区域まで定めると、現在の市区町村の区域では割り切れずに、昔の市区町村の区域が入る可能性がございますので、その部分は区域ということになるかと思うんです。ですから、書きぶりとしては区域という書き方のほうがいいのかなと。今の市町村できちんと割り切れれば、規則で定める市町村という書き方ができるんでしょうけれども、恐らくそういう書き方にはならない。旧市町村の区域が入る形になると思いますので、そういう意味でここは区域という書き方にしておるといことです。

○宮原委員長 暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時35分再開

○宮原委員長 委員会を再開します。

ほかに何か御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ただいままでいただきました御意見等を整理した上で、政策条例検討会議に提出し、説明したいと考えておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように進めさせ

ていただきます。

次に、資料3の下段を見てください。今後の手続について御説明いたします。本日御協議いただきました条例要綱案は、先ほどの委員の皆さんの御意見を踏まえ、11月定例会中の政策条例検討会議に提出したいと考えています。政策条例検討会議において条例化の必要性が認められ、当委員会が条例案作成ワーキンググループとして決定された場合は、要綱案は12月3日開催の第7回委員会で決定し、1月28日に開催します第8回委員会で条例案決定後、2月定例会に上程したいと考えております。このように取り進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、協議事項(3)のその他でございますが、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、本日の委員会にて御協議いただく内容についてはすべて終了いたしましたので、これで委員会を終わりたいと思います。なお、県南調査の出発は午後1時となっております。各自昼食をお済ませの上、おくないように12時55分までに議会前に御集合くださいますようお願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前10時38分閉会